



宮 崎 県 公 報

平成21年9月7日 (月曜日) 第 2115 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○土地収用法に基づく土地の立入り許可 (2件) (用地対策課) 1	○道路の区域の変更..... (道路保全課) 1
	○道路の供用の開始..... () 2
	○都市計画事業の認可..... (公園下水道課) 2
	公安委員会公告
	○警備員等の検定の実施について..... 2

告 示

宮崎県告示第 618号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成21年9月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
道路事業 (東九州自動車道 (都農～西都) 新設工事)
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県児湯郡都農町大字川北字尾立
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字野首
- 4 立ち入ろうとする期間
平成21年9月7日から平成22年9月6日まで

宮崎県告示第 619号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成21年9月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
道路事業 (高速自動車国道東九州自動車道新設工事 (門川インターチェンジから都農インターチェンジまで))
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ平、大字門川尾末字分蔵、字分蔵上中須、字下宮川内、字上宮川内、字小堤、字堀ノ内、字森ノ前、字黒岩、字黒岩谷、字太田、字西又、字宮ノ迫、字下ヶ原、字由良ノ口、字弓田、字堂ノ本、字地蔵面、大字加草字船越、字堂ヶ内、字壺町田、字庵作、字岡花、字米田、字加草口、字深迫、字海田、字枝、字倉谷、字柳ヶ谷、字楠本、字京手、字霜月田
宮崎県日向市大字日知屋字荒平、字西迫、字団子ノ越、字淀原、字ホセキギワ、字下払、字池ノ内、大字富高字ヶ迫、字板平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字鶴ノ田、字上切畑、字下切畑、字上鷹巣、字山下、大字塩見字上切畑、

字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字瀬ノ口、字清水、字下中野、字権現原山添、字東ヶ迫、字坊の下、大字財光寺字大谷尻、字池ノ田、字樋ノ口、大字平岩字下モノ原、字恵良ノ田、字秋留、字北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水の元、字馬込、字馬込南畑、字馬込奥、字小田、字三拾歩、字坂ノ下、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字登立、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字カバル、字坂元、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字タラミ田、字西鳥越、字ウド山、字山ヶ田、字南前田、字片平山、大字幸脇字西境川、字宮田、字天狗日暮、美々津町字田代ヶ原、字大丸、字美山ヶ辻、字麻附、字井手口、東郷町山陰字落鹿、字日平、字山ノ口、字向ヲ原

- 4 立ち入ろうとする期間
平成21年9月7日から平成22年9月6日まで

宮崎県告示第 620号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年9月7日から平成21年9月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年9月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字家代字山師ノ小原2580番 1 地先から同郡同村大字七ツ山字飛松 115番 12地先まで	旧	4.2 ~ 130.9	3242.0
					10.4 ~ 79.4	1362.0
				新	10.4 ~ 92.8	1362.0

宮崎県告示第 621号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 9 月 7 日から平成21年 9 月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 9 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字家代字山師ノ小原2580番 1 地先から同郡同村大字七ツ山字飛松 115番 12地先まで	平成21年 9 月 7 日

宮崎県告示第 622号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年 9 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画公園事業 2・2・175号 長浜街区公園
- 3 事業施行期間
平成21年 9 月 7 日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 延岡市長浜町 2 丁目地内
使用の部分 なし

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成21年 9 月 7 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2 級	平成21年12月15日（火）午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

1 級	平成21年12月16日（水）午前 9 時30分から午後 5 時ころまで
-----	-------------------------------------

※当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付けする受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(2) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成21年11月 4 日（水）から11月16日（月）まで（土、日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1 級検定受検資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しな

った者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

--	--